

1. 令和3年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和3年3月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	和 田 美江子	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	環境水道部長	猪 俣 浩 巳
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 大坪 一久

議会議務局長補佐 松山 由佳

議会議務局長補佐 岩田 亨一

### ◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、本日の一般質問におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、議場内の人数を減らすため、約半数の議員におかれましては別室で一般質問を視聴することとし、答弁する執行部につきましても答弁に関係のある部長のみの出席といたしましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 本田教治君、2番 長岡文男君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問の時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 田 中 やすひさ 君

○議長（山川直保君） それでは、11番 田中やすひさ君の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） それでは、議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、市長の施政方針について何点かお伺いいたします。よろしくをお願いいたします。

今議会の冒頭に、市長から来年度に向けた市の基本的な方針を示す施政方針が発表され、またそれに基づく予算案が提案をされました。施政方針を拝聴し、第一に感じたのが、私ども議会から出した提言や各議員の一般質問または審議の過程で指摘があった点などについて極めて真摯に受け止

めていただいているなということを感じさせていただきました。

その上で、今回は施政方針の中で目下課題となっているもの、これから一層大切になるであろうもの、そして来年度から新たにスタートするものの大きく3点について質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

まずは、目下の課題である新型コロナウイルスへの対応についてであります。

私は、今考えるべきは、目の前の感染防止やコロナによる地域経済等への影響を緩和するための措置とともに、緊急事態宣言が解除された後再び医療逼迫という事態が起こらないようにするために、医療体制をどうするのか。そして、感染が拡大しても社会経済が止まらないようにするためにはどうすればよいか、そこを今考えるべきだというふうに考えております。

つまり、ワクチンの効果を期待しながら、同時にコロナが終わらないことを想定し、社会をどのように構築していくかということを考えなければならないというふうに感じています。

具体的には、国や県におかれては、何よりも医療体制であろうと思いますし、その上でコロナによって浮き彫りになっていた社会の脆弱な部分について強化するとともに、それが今後の日本や地域の発展につながるようなそんな対応を求められていると思います。市としては、地域経済への影響を緩和しつつ、まずは課題をオープンに並べて、コロナがまだ終わらないという想定をし、その上で今年度ストップしてきた様々な事業についてどのようにすれば事業の狙いをコロナ禍の中でも達成できるのか、そしてコロナ禍の中でどのように強い社会、経済をつくっていけるかを議論していくべきだというふうに思います。アフターコロナとは、本来この作業の先に現れてくるものであると思っています。

まず、地域経済への影響の緩和として、市としては国や県、市の支援策に対する課題をどう捉えているのか、また今後どのような施策を行っていくべきと考えているのかをお尋ねしたいと思います。

私が把握している市民の皆さんの声は、大きく3つに大別をできます。影響を受けている業種への幅広い支援、要件により漏れている業種、事業者への支援、規模や売上げに応じた支援の3点であろうと思っています。

影響を受けている業種への幅広い支援については、国としてもそのような国民の声を受けて、中小事業者などへの一時支援金を新たに設けられ、飲食店の時短営業や不要不急の外出、移動の自粛により、売上げが50%以上減少した中小法人、個人事業者等の皆さんに対する影響緩和のための支援金が出されるものと把握していますし、この一時金では、2020年に新規開業された方など通常の給付金では受給が難しい事業者の皆さんに向けた特例も検討されていると把握をしています。

しかし、要件により漏れている事業者への対応や規模や売上げに応じた支援についての課題は依然として残っているというふうに思っています。売上げの減少に応じた段階的な支援や事業規模に

応じた支援が市民からは求められていると考えています。コロナによる地域経済の影響を最小化し、納得感のある施策を行うために、市としてこれらの市民の声をどう受け止めているか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、コロナ禍に対しましては、当面の課題はこの感染そのものをでき得る限り早く終息に持っていくということが一つでございますし、もう一つは、今こうしたいろんな地域経済、社会に影響が出ているわけですが、そうしたことに対する痛みと申しますか、そういうようなものをでき得る限り支援していくということだろうと思います。そして、元気回復をしていくということだと思います。

今御指摘がありましたように、特に経済関係につきましては、昨年来から国、県そして私たち市町村というような形で様々な施策を打ってまいりました。そういう施策の中には、確かに今お話がありましたように、行政がいろんな施策を打っていく場合に、どうしても一定の要件と申しますか、数字で一つの対象要件というようなものを定めていくというようなことございますし、それからまた今回のコロナ禍によっては、特に例えば観光とか飲食店関係、こうしたものが顕著な打撃を受けたと申すことで、そういう業種においてもどこに着目をして救済の手を差し伸べるかと、こういったことがどうしても必要不可欠になってまいるわけでございます。

そうした意味で、今お話がありましたように、恐らく今回の、この1年間ほど郡上市においてやってきたいろんな施策も、いろんな立場の方から見られて100点満点ということは恐らくないと思います。むしろ、先ほどお話しがありましたように、ある業種については救済の手が差し伸べられているけれども、ある業種についてはそこまで行っていないとか、同じ業種であっても、例えば収入減が一定の基準、前年同月比とかそういう形で何%以上落ちているという一定の数字を引く以上、それをちょこっとでも外れたものは、どうしてもそこに要件が合わないということになってくるだろうというふうに思います。

そういうことで、このことは行政がやっていく場合に、一方では透明性とかそういったことを確保しなければいけませんので致し方ないことではあるというふうに思います。

しかし、例えば国、県、市町村という形でいろんな施策を打っていく場合に、全て国や県の基準に右へ倣えという形ではなくて、市町村は市町村として一番地域の経済や住民の皆さんに身近なところにいるということからすれば、この地域の実情ということを鑑みて、郡上市としてはここはこういふふうにしていく必要があるんじゃないかということについては、国や県の基準よりもはみ出してというか、一歩進んで手を打つということは必要だろうというふうに思います。

そういうものの一例として、これまで国、県で行われてきました休業の協力金あるいは時短の協力金というようなものの中に、いわゆる公の施設の指定管理者というのは対象でないというようなことがございました。

しかし、郡上市内の公の施設の指定管理者で、同様に例えば飲食のお店であるとかそういうものを営業しておられるところは、私どもとしてはそれを指定管理委託料で補償しますというような別の道があれば別ですけども、そうでなければ一般の民間の事業者と同じように一定の協力金をお支払いしてサポートすべきであるということでそういう手を打ってきました。

あるいは、もう一つ事例を申し上げますと、去年の4月27日を基準にしていろいろ議論がありましたけれども、国民の皆さんの全てに対して特別定額給付金という10万円というものを、これは生活の救済ということで給付をいたしました。しかし、4月28日以降生まれた赤ちゃんはどうするのというようなことになるわけでして、4月28日以降に生まれられた赤ちゃんもお母さんのおなかにいるときからお母さんがコロナのこうした状況の中で随分気を遣いながら妊娠、出産とこういう形で迎えてこの世へ生まれてこられるということで、こうした新生児を抱えた両親をサポートすることは非常に大切だということで、郡上市では国の基準日の翌日の4月28日以降、今年度の学年中に生まれられた赤ちゃんに対しては10万円を、商品券ではありますけれども定額給付金に相当するような形で支給をさせていただくということで、恐らく190人前後になると思いますけれども、そうした形で市の独自の施策ということで、そうした国や県の大きな施策に、言わば少し対象にならなかったところについても意を用いてきたつもりではございます。

それから、また今お話がありましたように、どうしてもこういう非常時にいろんな施策を行おうとすると、一律というようなことになりがちでございます。これは、一つは、なかなか例えば収入の減の大きさとかそういったものを把握するという事務の手續が非常に難しい、把握の仕方が難しいとか、それをきっちりやっていくためには時間が非常にかかってしまうというようなこと。あるいは、それをそのような形で、例えば、言わば支給をすれば、膨大な財源が要ると。自治体にとってはこの財源の問題も、財源の裏づけなくしてそういう御希望に沿うということもなかなか難しいというようなことで、どうしても非常時におけるこうした対策というのは、全ての人に満足してもらえということではなくて、ある程度荒削りでも、必要なタイミングであり時間を要せずやるという、そういう制約があるということも御理解を頂きたいというふうに思います。

そして、またこうしたことに対しては、業種に対するサポートの仕方、それからさらには、どうしても業種ということになると、例えば飲食はいいけども、それにまつわるいろんな関連事業はどうなんだとか、いろんな問題が出てまいりますので、そういう意味では業種を絞った形でのサポートということではなくて、地域全体から需要を喚起するという意味で、例えばプレミアム商品券ということで業種に関係なく郡上市の需要を喚起すると、こういった施策。あるいは、こうした雇用の

面でもいろんな施策も打ちましたけれども、こうした観点から。

さらには、先ほど来お話ししました市民の皆さんはどんな事業、産業に従事しておられようとしても、1人の生活者でありますから、生活に困窮しておられる、生活に困難を抱えておられる方に対して何らかの形でサポートをするといったような観点の違いからの手段と、いろんなこともあるかと思います。

そのようなことを昨年1年、随分議会の御提案も頂いて、それに助けられながらやってまいりましたけれども、納得感のいく行政というのは、これは基本、スタートでありますので、今後ともいろんな意味で市民の皆さん、事業者の皆さんのいろんな情報を捉えておられる議会の御支援も頂きながら、今後も引き続き財源の許す限りで適時適切に必要な手を打ってまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） コロナというのは、つまるところ、私たちが学んで、反省して、過去や今をどう乗り越えていくんだということを試していることでもあるんじゃないかなということを考えています。私たちが歴史から学ぶように、後世の人たちは、今このときの対応から私たちを評価し、審判をされるというふうに思います。

そんな中で、確かに早急な対策は早急に適切なタイミングで打たなければなりません。市民の皆さんから寄せられた声というものを一番の基準にして、60点であるものを70点にし、70点であるものを80点にしていくという作業が今求められているというふうに思いますので、市長がおっしゃったように、市民に一番近い基礎自治体であるからこそ、市民の皆さんの納得感と信頼感を何よりも大切にして、納得感こそが信頼感を生んでいくものだ、国、県の施策に足りないものをむしろ市が埋めていくんだと。むしろ、市民の皆さんの納得感を郡上市がつくっていくんだと、そういった姿勢が大切なんじゃないかなというふうに感じていますので、今後コロナの状況を見ながらですが、6月の補正予算や引き続きのコロナの対策については、今申し上げたような市民の皆さんの声を十分に把握された、十分に踏まえられた予算を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、今の発言と少し重なるんですが、次に、コロナが収まらない中でどのように強い経済、社会を構築していけるかということだというふうに思っています。

これについては、今回の予算でも様々な事業について対応をされています。オンラインを活用した関係人口の創出事業や移住相談、生涯学習講座など評価をしたいというふうに思いますし、産業分野では産業支援センターを中心にウイズコロナに対応した物販の販路拡大のための支援や、EC・ネットショップの強化など考えられているというふうに思いますが、市としての意思と方向性

を強くしていく、明確にしていくことなど、まだまだ考えるべきことはあるんだというふうに思っています。

医療、福祉分野でもがん検診などの各検診の受診の状況については、まだデータが出そろっていませんが、聞くところによれば、コロナが怖いから受診を控えるといった方もあるということでもありますし、病院の受診控えからも受診率が減少していることが想像ができます。病気の発見が遅れる、重症化するということも極めて重大な問題だというふうに思っています。

少し例を挙げましたが、その他各種のイベントとか、市が行う施策などについても、どのようにすれば事業の狙いをコロナ禍の中でも達成できるのかを、今まさに私たちは検討すべき時期なんじゃないかというふうに思っています。

そこで、ウイズコロナの時代、来年度事業を進めるに当たって、市長の基本的なお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、まだコロナはいつ終息するか分からず、常にある意味では非常に厳しい状況というものを想定をしながらいろんなことをやっていく必要があるというふうに思っています。

特に、強い社会をつくっていくということで、先ほど冒頭御指摘がありました医療体制の整備というようなことについては、昨日も議論がいろいろありましたけれども、今、郡上市民病院でもこれまではなかったそういうコロナ用の病床を設け、あるいは減圧装置等も整備をしてとかというような形で、そしてまた市内の他の病院に療養病床の方を転院していただくというようなことの協力も頂きながらやってまいりました。そういうことで、この医療体制の整備ということは心していかなければいけないと思っております。

それから、もう一つ、様々な事業を新年度予算としても企画をいたしております。これは、コロナの状況が許せばということもありますし、そうして、何とか、それぞれの事業には目的があるわけでございますので、その目的を達成することができないかということでは予算を組んでおります。

こういう中で、私も一番心しなければいけないと思うのは、全てコロナ、コロナということでオール・オア・ナッシングのような形でやめてしまうというようなことを安易にするということではできるだけ避けなければいけないというふうに思っています。そういう意味では、いろんな非常時が起きたときに、企業では事業継続計画というBCPという概念がありますけれども、そういう一定の制約条件が起きたときに何が一番必要なことかという選択をしながらとか、あるいはその事業中の核心は何なのかというようなことをしっかり見定めながらやっていく必要があるかと思えます。

昨年も、郡上おどり、白鳥おどり等についてオンライン配信というようなICTを活用したそう



した、これまでとは変わった試みをいたしましたけども、こういうこともこれからも進化をさせていかなければいけないというふうに思っています。

全てやめてしまうということではなくて、例えば一例を申し上げますと、今年も4月のさくら道国際ネイチャーランというのは、走っていただくのはやめになったわけですが、まったくやめにしてしまうということでは、さくら道国際ネイチャーランを将来へつなげていくという意味では非常に心もとないわけでごさいます、関係者の皆様と通常のネイチャーランは行わないけれども、例えば原点に戻って、佐藤良二さんという方はどういう方だったかというようなことを市内の小中学生が勉強するとか、あるいはいろんな意味でその事業の根幹にあるところの精神というものを忘れないようにする、あるいはこれまで培ってきたたくさんのランナーとの絆を失わないようにしようというようなことで、言わばネイチャーランのそのものの通常の事業はできないけれども、一定の事業を実行委員会でやっていただくというようなことを考えているところでございます。

そういうことで、基本的な姿勢としてはもちろんコロナの感染状況で、強いて、非常に厳しいところを無理して何かをやるということではあっては、そして感染を広げるというようなことであってはいけないと思いますけれども、その事業の目的、その目的の目的は何かというようなこと、そしてそれを何らかの、多少これも従来のやり方とは違うけれども実現できないかと、これも先ほど申し上げました100点か零点かではなくて、30点、60点であってもいいというような形で取り組むものについては工夫をしまいたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） この今議会の一般質問でも、初日だったか昨日だったかちょっと忘れちゃったけども、このコロナの中にあって個人としてそれぞれの皆さん、市民の皆さんとか私たちが日常の生活のことを思い浮かべて、またこの新しい生活様式の中で過ごす中で、自分たちの生活にとって何が大切だったんだろうとか、実はこのことが非常に価値があったことなんではないかとか、そういったことがちょっと議論されたようなことを覚えているんですけども。

市としても同じだというふうに思うんです。その市として今まで行ってきた事業が、本当はこの事業は例年やってきたけども、実はこの事業というのはこういう意義があってこういう目的があったんだよねということをいま一度考えるべきタイミングだと思いますし、またそれが市として、実はこれが本当に今求められることなんじゃないかとか、本当の意味での多分行政改革につながっていくようなことがこの1年で見つめ直すきっかけになる、そういう時期になるんじゃないかなというふうに思っていますので、まさに郡上市がさらに強く進化していくための1年になっていくんじゃないかということを思いますので、そういった姿勢で市長以下皆さん方の取り組みを期待したいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

大分、1問目で過ぎてしまいましたので、ちょっと早足で駆けたいと思います。

続きまして、大きく2番目の質問です。健康福祉についてであります。

次に、今後ますます重要性を増すものとして健康寿命があるというふうに思っています。市長は、施政方針の中で、健康寿命の延伸を目指す健康づくりの施策の目的として健康寿命について触れられています。人生100年時代において、市民お一人お一人が自分らしく生き生きと過ごすために、健康寿命の延伸は誰もが願うものであると思います。

また、同時に少子高齢化による負担と給付のバランスといった課題や、人口減少による生産年齢人口の減少といった市の抱える構造的な課題に対しても着目すべき指標であるというふうに思っています。

岐阜県では、健康寿命は男性で全国4位、女性で全国7位となっており、これを男女とも全国3位以内を目指すというふうにされています。

郡上市は、県内でも平均寿命は2位という数字であると把握をしておりますが、健康寿命の指標を表す平均自立期間は県内平均よりも少し上であると聞いております。市としても健康づくり支援をはじめ取り組まれているところですし、シニアクラブの皆さんなども、先ほどの議論ではありませんが、コロナ禍の中でも可能なことに取り組まれているというふうに聞いております。

しかし、健康寿命に直結する口腔健診の率などまだまだ低く、郡上市は健康寿命の県内1位を目指すぐらいの徹底的な対策を行っていただきたいというふうに思っています。

そのためには、データヘルス計画を有効に活用していくことが大切であると考えています。データヘルス計画とは、健康保険組合が保有する診療報酬明細書や特定健診から得られる情報を活用し、データ解析に基づいて保健事業を効率的に実施するための事業計画で、市民の皆さんの病気の予防や健康増進、重症化予防を効果的、効率的に行うためのものです。

もともと、このデータヘルス計画は日本再興戦略、英語名でいうとジャパンイズバックという我が国の国家戦略の一つとして打ち出されたもので、世界最先端の健康長寿大国こそ日本の目指すべき姿であるという大きな文学から打ち出されたものであるというふうに把握しております。

そのデータヘルス計画を郡上市は作成されていると思いますが、現在どのようにそれを活用し、健康寿命の延伸に努められているのか、またこれのさらなる活用のためにデータヘルス計画を活用した健康、医療、介護の連携について担当部長にお伺いをしたいと思います。続いて、時間がないので質問したいというふうに思います。

これと、また関連する部分で、令和元年度9月議会において、健康福祉部長は、現行の介護保険制度は介護度が重くなるほど報酬が上がる形であります。介護のサービス事業所としては、要介護度を改善を目指す動機づけが大変弱いというものというふうに考えております。利用者にとってのメリットや介護給付費の抑制をすると、そういうことを考えますと、この矛盾を解消し重症化を予

防する、いわゆる介護度を改善するというための動機づけが何らかの手だてが必要だというふうに考えておりますとの答弁をされております。

この点について、どのように御検討されてきたか、矛盾をどう解消していくか、健康福祉部長の御見解を2つ続けてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、お答えをいたします。

まず、県内市町村における郡上市の健康寿命と平均寿命の状況をお伝えいたします。

国が公表いたします健康寿命は、国民生活調査の結果、日常生活に制限のない期間の平均として提供しております。

算出方法は異なりますが、要介護度の状況により健康寿命を算出いたしました平成29年度のデータによりますと、郡上市の男性の平均寿命は81.8歳で、県下で8番目です。健康寿命は80.7歳で9番目、平均寿命から健康寿命を差し引いた差は1.1年で、短いほうから6番目というふうになっております。女性の平均寿命は88.1歳で、県下で8番目です。健康寿命は85.6歳で7番目、平均寿命から健康寿命を差し引いた差は2.6年で、短いほうから3番目というふうになっております。

県内では、郡上市は男女とも平均寿命、健康寿命共に長く、健康寿命から平均寿命の間は短いという結果が出ております。郡上市の高齢者は、健康な状態で長生きしてみえる方が多いというふうに言えると思います。

次に、健康福祉部としての取組を御説明いたします。

平成28年度に第2次郡上市健康福祉推進計画で認知症を防ぎ、支えるといった優先課題を策定いたしましたして、これまで取り組んでまいりました。その下位計画の一つにデータヘルス計画があります。データヘルス計画では、認知症につながる因子であります要介護の状態となり得るリスクが高い疾病の血管疾患であります、それを含みます循環器系の疾患に対してのその最大の危険因子であります高血圧への対策に取り組んできておりますし、そういったところをデータヘルス計画に示しております。

具体的には、特定健診や高齢者のぎふ・すこやか健診など、各種の健診事業や健康相談事業等保健事業の展開を行っておりますし、母子精神保健推進員や食生活改善推進員などの地区組織と連携いたしまして事業を推進、また乳幼児や学童期の適切な生活習慣の確率のため、乳幼児健診や学校とあと園と連携いたしまして、子どもの時期からの高血圧対策にも取り組んでおります。

令和元年度からは、郡上市医師会と連携いたしまして、高血圧性腎症及び糖尿病性腎症の重症化予防事業といたしまして、郡上市腎症重症化予防プログラムを策定をいたしまして、国保データベースシステム及び健康情報データシステムの活用を図りながら、レセプトや特定健診のデータの分析結果を基に腎症重症化予防の事業を実施しております。

口腔健診につきましては、節目年齢における歯周病健診といたしまして行っておりますし、高齢者のさわやか口腔健診も実施しております。令和元年度の歯周病健診の受診率は4%、さわやか口腔健診は3.7%というように、どちらも受診率は低い状態となっております。オーラルフレイル予防といいまして、かんだり飲み込んだり話したりするための口腔機能が衰えることを予防するといったことでありますが、口腔機能が衰えることは全身の機能低下につながることで、その重要な一つとして口腔機能の健康が健康寿命に影響することをさらに市民に周知していくことの必要性を感じております。

今後の展開といたしまして、国が健康寿命の延伸、介護医療費等の社会保障費の安定を目指して示しております高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施といったものについて、岐阜県後期高齢者医療広域連合が実施主体として、令和6年度までに県内全市町村で実施を目指しております。

市におきましても、データヘルス計画と整合性を図りながら事業の展開について健康福祉部の健康、医療、介護を担当する各課が連携して協議を進めていくところでございます。

そして、もう一つの御質問ですが、介護度の改善に向けた取組といった観点から、国の動きについて少しお話をいたします。

今般、3年に一度の介護報酬改定が実施されまして、4月から新しい報酬体系というふうになりますが、今回の改定では、自立支援、重症化予防をさらに重点化するために、新たな加算メニューの追加や加算単位の引上げなどの措置が取られています。

その中で、ADL維持等加算という利用者の日常生活動作の維持改善の実績に応じまして事業を評価する加算が今回の報酬改定で大幅な見直しがされまして、報酬額が10倍に引き上げられております。さらに、対象のサービスも今までは通所介護のみでしたが、特定施設入所生活介護、介護老人福祉施設などに拡大されます。

市としましては、できる限り多くの事業所に対して実績に応じた評価が得られる加算を活用し、重度化防止に取り組んでいただけるように支援を行っていきたいというふうには考えております。

次に、これまで検討してきた市の方策についてですが、総合事業の中の一般介護予防事業において、地域リハビリテーション活動支援事業があります。地域における介護予防の機能強化を目的としております。現在、郡上市が行っているのは、公民館、集会所、サロンといった通いの場に理学療法士、作業療法士、運動指導士といったリハビリテーションの専門職を派遣しまして、様々な運動や指導を行っております。今後は、この事業を活用いたしまして、通所介護等の介護サービス事業に積極的にリハビリの専門職を派遣していきたいというふうに考えています。

事業所からのメリットといたしましては、事業所の中では対応できない部分に対して、人的、技術的支援が得られますし、利用者の生活機能が改善され、ADL維持等加算に代表されますインセ

ンティブ加算への取組がしやすい環境が整うのではないかと考えています。

市としまして、事業所に対する人と技術の支援を行っていくことで、結果的に国の進めているインセンティブ加算を多くの事業所に取り組んでいただいて、事業所の収入確保と利用者の重症化防止の両立を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 最後に、部長がおっしゃった事業者の皆さんの収入確保と介護度の改善という利用者の皆さんに対するメリットもあるような施策については、本当にありがたいことだなというふうに思っていますし、2年前ですか、令和元年度に、昨年ですか、質問したことに対してもしっかりと検討させていただいたことに対して、ありがたいなというふうに思っています。

最後、時間ありませんが、教育の質問はできませんが、教育長、申し訳ございませんでした。

最後に、市長に、この健康寿命について市長の御所見を、時間がなくて恐縮ですが、伺いしたいと思います。

我が国が世界最先端を目指すように、我が郡上市も健康立市として県内最先端の健康長寿市を目指すことは本市の様々な課題解決につながるのと同時に、人生100年時代における市民お一人お一人の人生にとってますます重要な意味を有するものであるというふうに思います。

しかし、それだけに、それは福祉分野、医療分野だけに収まるテーマではなく各部にまたがる課題でもありますが、市長として健康長寿についてどのように全庁的に進めていくのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

健康長寿ということですが、私たちはこの世に生を受けた以上、できるだけ長生きをしたいと、これは平均寿命の問題、そしてこの世に生きている限りはできるだけ健康でいられる時間を過ごしたいと、長くしたいと、これが健康寿命ということだと思っております。今お話がありましたように、非常に大切なことだというふうに思っております。

そして、人の健康というのは、心と体の健康というようなことがございますし、また高齢期になってからの健康は、そのとき気をつけようといったってなかなか気をつけられるものではなくて、ライフステージにおいて乳幼児期から子どものとき、青年期、壮年期、高齢者期というような形で、このライフステージにおいて、そして様々な運動であるとか休養であるとか、そういういろんな形での留意点というもの、そういうもので健康を守っていくということがございますし、それを進めていくためには、御指摘のように、例えば健康福祉部だけの問題ではございません。これは、例え

ば先ほどの心の問題ということで、張り合いを持って、生きがいを持って暮らすというようなことであれば、農業施策の中で、例えば小規模であっても自分の畑で作った農作物を道の駅へ出すというような形で何がしかの収入を得るといったようなこともございますし、あるいは教育委員会でこれまで進めております1市民1スポーツであるとか、様々な行政分野にまたがってこれは進めていかなければならないことだというふうに思っておりますので、いろんな関わり、そうしたものを十分に把握をしながら健康寿命の延伸ということ、これは非常に郡上市の市政としても大事なことだというふうに受け止めて進めてまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中やすひさ君。

○11番(田中やすひさ君) コロナ禍にあつて、市民の皆さんお一人お一人が自分の健康と他人の健康を願う、みんなが幸せに生きられることを願う、そういった市であることを願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、田中やすひさ君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時13分)

---

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

◇ 原 喜与美 君

○議長(山川直保君) 8番 原喜与美君の質問許可いたします。

8番 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) それでは、議長より発言の許可を賜りましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、未来に向けての郡上市の大型プロジェクトの見通しについて、市長さんにお伺いをいたしたいと思います。

本市には、過去において先輩の皆様方が市の将来を思い幾つかの大型プロジェクトを掲げ、市を挙げて関係機関へ粘り強く働きかけをして努力を重ねてこられました。近年になって、その先人たちのたゆみない努力が実を結び、大きな成果を上げつつあります。例えばでございますが、内ヶ谷ダム建設、めいほうトンネル、国道の大和改良、また濃飛横断自動車道の堀越峠の改良、郡上大橋の改良など、市内のインフラ整備に係る市民の悲願と念願であった大型プロジェクトが実現をしつつあります。御尽力くださった先人たちの決断と粘り強い御努力に感謝と敬意を表すところでござ

います。

そこで、現代を生きる私たちにとりまして、先人たちの御尽力に喜んでいただけではいけません。先人たちが将来を見据えて努力をなされたように、私たちも将来を担ってくれる若者や子どもたちが何年か先に喜んでくれるような大型プロジェクト、いわゆる夢プロジェクトを企画立案して、今から関係機関へ市民一丸となって働きかけを行っていかねばならないと感じます。

御承知のように、こうした大型プロジェクト、いわゆる夢物語につきましては、早くても30年から50年、長ければ100年を要するようなこととなります。したがって、早く立案して、市を挙げてその目標に向かってアクションを起こす必要があると感じます。

当面は、濃飛横断自動車道と郡上大橋の早期事業化に向けての活動が必要となりますが、ここで市長さんにお伺いしたいと思います。

未来の郡上市を担ってくれる若者たちのため、将来に向けての大きな夢のある大型プロジェクトについて、インフラ面に限らず、広い視野の中でお考えがあれば、お聞かせを頂きたいと思います。

コロナ禍で大変なこの時期に、未来に向けての漠然とした質問で大変申しわけございませんが、こんなときだからこそ明るくて大きな夢のある、すばらしい夢物語をお聞かせ頂ければありがたいと思います。市長さん、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 原議員さんには、大変難しい御質問を頂戴したような感じがいたしております。この御質問の通告を受けて、どのようなお答えをしようかと日夜悩んでおりました。

確かに、御指摘のように、今日私たちが暮らしているこの郡上、例えば様々なインフラであったりそうしたものは一朝一夕にできたものではありません。昨日もめいほうトンネルのことが話題になりましたけども、そうした問題も先人の皆さんが本当に長い時間をかけて発案をし、こうあったらいいなという願い、夢を実現に持ってきてくださったというふうに思っております。そういう意味で、今度はそういう恩恵を受けている私たちは、後世に何を残すかということは常々考えながらいかなければいけない大切な問題だというふうに思っているところでございます。

そんなことをあれこれ思案をしております、思い出したのが、内村鑑三さんというキリスト者であり教育者でありますけども、この方が後世への最大遺物、後の世への残す、最大の人間としての残すものは何かということで、明治の時代に、33歳ぐらいのときだということですけども、そんなに長くない講演をしておられまして、それが今も岩波文庫の一冊に入っております。

その中で、内村さんは、人間としてこの世に生まれて残すものの価値のあるもの、まず、1つはお金であるということをおっしゃっています。これは、キリスト者でありながらお金というものの大切さ、そしてお金というものを有用に活用すれば、これは社会にとって大きな財産になるという

ことを言っておられます。いろんなことをするにしても、お金が要ると。世の中いろんなところに散らばっているお金を一定の規模のお金にするというのには非常に才能が必要でございますし、そういう意味で、人の一生の中で一定のお金を後世に残すということは非常に大切なことだということをおっしゃっています。

その次に、しかし、そういうお金がそのまま放置されてはいけませんので、そのお金を使って社会に有益な事業を残す人が後世への一つの大切なものを残した人だということだというふうにおっしゃっておられます。そういう意味では、今日、今年のNHKの大河ドラマは「青天を衝け」の主人公は渋沢栄一さんですけれども、まさに近代日本の様々な事業を興された方ということだと思えますが、そうした方がソフトの意味でのいろんな会社を興すというようなこともありますし、先ほど御指摘のありましたようないろんなハードの整備事業というのも一つの事業であるというふうに思っております。私たちはそういうものをやはり、今だけのことを考えるんじゃなしに、こうして事業を起こしていく、そういう必要があるだろうというふうに思っています。

しかし、内村さんは、そうしたお金、事業、そういう才覚のない者はどうしたらいいんだというような問いかけもしてしまっていて、人間が後世に残せるものの中で大切なものは、社会に有用な思想であると、文学であるとかそうしたいろんな考え方、物の考え方、そうした無形のものであるけれども、思想というものも非常に大切なものであるというふうにおっしゃっておられます。人間がこの世に生を受けた以上、自分が生まれてきたときよりも少しでもよくしてあの世へ行こうではないかということのある天文学者の言葉を引いて、そういうことで非常に大切なことだと言っておられます。

しかし、最後に、一番大切でどなたでもできることは、勇敢なるそして高尚な生き方、自分が、そのものがいろんな困難を打ち勝って一つのことを成し遂げたとか、弱い人を助けて一生を捧げたとか、いろんな、とにかく真面目に一つの道に一生を捧げたとかいう、その身をもって後の人に示せる生き方であるということをおっしゃっていただけます。

お金、事業、思想、生き方と、こういうようなものが、いろいろ有形無形ございますけれども、後世の人に残していくべきものだという、なかなか感銘深いお話でありますけれども、そういう短い講話がございます。

そういう中で考えてみますと、先ほどの御質問にありましたように、私たちは、今日、郡上で先人のいろんな御努力の恩恵を受けているわけですが、さらにその芽をつくっていかねばいけないというふうに思っています。

先ほどの、郡上市も財政貧乏でお金を残すことはちょっとなかなか難しいんですが、借金はあまり残さないようにしなきゃいかんがと思っておりますけれども。その事業ですけど、事業も、したがって、今、先ほどお話があったような濃飛横断であるとか、まだまだやらなきゃいけないこと、懸案



のことはいろいろあります。トンネルもめいほうトンネルが終われば、次のところもあるということもございますし、道路一つ取っても、例えば大分前から議論になっています郡上においては郡上市内の中での例えば明宝と高鷲とのミッシングリンク、あるいは明宝と白鳥のミッシングリンクというような形で、失われた道と申しますか、通れるけどもあまりそんなには通れないというようなことか、全くないところも含めてですが、そうした道路整備というようなこともしっかりと、既に夢としてあるわけですから、その夢をやはり絶やさないように将来へ温めて、そして時節が到来すればそうしたものをしっかりと推進をしていくという必要があるかというふうに思っています。

そこで、さらに私は郡上市としてこれからの若い人たちにもこの郡上市という一つの人生の舞台を残していくわけですけれども、大切なことは先ほどの物の考え方であるとか、あるいは郡上の今住んでいる私たちが後世に続く若い人たちにあの人はすごいなど、あの生き方は見事だなど、鮮やかなだなどというような生き方をすることによって郡上がますます好きだというような形でこの郷土を担っていただけていけるような、言わば人づくりだというふうに思っております。

そうしたことを今まさに小中学校教育等々で進めているわけですけれども、そうしたものを進めていければというふうに思っております。

私の最も夢を語れと言われれば、それを端的に言えば、これまでも度々言っている、これからも「ずっと郡上、もっと郡上」という言葉に集約されると思いますし、そうした郡上に住んでいる人たちがみんな喜んで、そしてまた遠くからもいろんな方が来ていただけるという、近きものを喜び、遠きものを来たと、この理念での地域づくりを進めていくということが後世に残していけることではないかというふうに考えております。

お答えになっているかどうか分かりませんが、そんなことをとりあえず考えております。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) ありがとうございます。私、本当はもう少し具体的なお話を聞きとうございましたが、市長さんの口からはそのようなわけにはいかないということで、今お話ございましたように、まさに住みよい郡上また住みよいふるさと、それは人づくりであるということで、具体的なハードなまたはインフラの整備云々を掲げるんじゃなくて、今、市長さんおっしゃりましたように、やはり住みよいふるさと、また住みよい郡上をつくるということが一番郡上に住む人間としてはいいことだということでございますので、御答弁ありがとうございます。我々、また今の市長さんの言葉の中で、今度はそれをインフラのほうへ持っていきながらまた進めていきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、次に2つ目でございますが、天然記念物であるニホンカモシカなど鹿類の被害対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

市内には9割を示す山林がございますが、山林所有者の中には山林の恵みを求め山林の維持管理に情熱を燃やし、日夜努力をしておられる方も多くございます。そして、山林から得られる所得をもってなりわいとされている方が多くございます。この方々によって市の山林が守られているといっても過言ではないと思っております。

そこで、山林産業の一環を見ますと、苗木の植樹に始まりまして、下刈り、そして雪起こし、枝打ち、間伐など、手塩にかけた保育管理を行って、何十年という期間を育て、幾つかの手間をかけた後にやっと伐採をし、販売することによって、ようやく所得が得られるという実に気の長い作業でございます。それが山を愛する山林家のなりわいであります。現在は、木材価格が低迷し、山林所有者の林業経営は厳しいばかりであります。市内の人工林は、昭和40年から50年代に植えられた森林が多く、既に伐期の到来している山林も多くあります。そうした中であって、材価が安くても伐採を行って再生林のための植樹を行うということになります。

そこで、問題になりますのが、この昭和40年から50年の植樹が盛んに行われた時期には発生することが少なかったわけですが、鹿類の食害でございます。林業経営者は、このニホンジカやニホンカモシカの食害に大きな打撃を受けており、この食害は平成10年頃から目立ち始めたということでございます。食害防止のためには、いろいろな方策が必要で多額の費用がかかります。また、ニホンカモシカは国の天然記念物に指定されており、むやみに捕獲ができず、厄介な有害鳥獣の一つとなっております。生態的には、ニホンジカが多く生息しているようでございますが、ニホンジカは移動をいたします。しかし、ニホンカモシカは降雪時、雪の降つとる時期ですが、また雪の積もった積雪時でも山中にとどまって食害を繰り返すという習性がございます。そういったことから、同じ場所で被害が多くなっているということを知っております。したがって、林業家にとってはニホンジカよりニホンカモシカが厄介な有害獣であるということでございます。

この防護策としては、植樹後の筒状のツリーシェルターがございます。これは、山中での作業がかなり重労働でありまして、また設置した後、5年なり10年たったら取り外しが必要ということになります。また、筒で覆っておりますので、生育が徒長気味になります。したがって、その筒を外した後、その苗木は雪や強風での被害を受けやすく、林業家の方はあまり得策ではないと言われております。

また、防護用のネット等もございますが、このネットを山中に張り巡らすのは大変な作業でございます。また、鹿が嫌う忌避剤もございますが、この忌避剤も長期間といたしますか、長時間は効かないと、よっぽどでも1年ほどということと、また水源近くの山林では使用が難しいというようないろいろなことがございます。

これらの施策にはそれぞれ国、県、市から助成金など支援が盛り込まれておりまして、林業家からは支援のあることは大変ありがたいと喜んでおられますが、どの方法もそれほど効果があるも

のではなく、満足のできる内容ではないと嘆いておられるのが現状でございます。

鹿を駆除するのは一番早い対策だということになります、狩猟者の不足、また猟期の問題、天然記念物の保護など、なかなか得策が見つかりません。

林業家の一人は、こうした現状からもう私は植樹は諦めたと言っておられる方もおられました。木材価格の低迷もあり、林業家の意欲は低下する一方であります。その林業家の方が最も懸念されておられますのが、この鹿たちが天然生えのヒノキの苗を根こそぎ食べてしまうということだと心配しておられます。天然生えのヒノキが食べてしまわれますと、伐採後、いわゆる天然更新を企てても、ヒノキや杉の小さな苗が小さいうちに鹿類に食べられてしまうということで、それらの樹枝は育たないということを危惧されているということでございます。

市内の9割を示す山林は、市にとっては大切な資産でありまた財産であります。この大切な財産が雑木ばかりになって雑木林になってしまうというのは残念でなりません。現在は低迷が続いております木材価格でございますが、いつの日かは日の目を見る機会が訪れることを信じ、伐採後の杉やヒノキの植樹も進めて、価値のある山に育てる必要を感じます。ニホンカモシカについても、有害鳥獣としての駆除が一部認められていると聞いております。鹿類の駆除と被害防止の得策を講じてもらいたいと思いますが、その対策についてお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

前段としては、鹿、カモシカの生育状況や被害状況を述べた後に、本題であります防護、防除対策について述べさせていただきます。

まず、市内の鹿、カモシカの生育状況ですが、市でこれは単独で調査は行っておりませんが、毎年、県が岐阜大学と連携しながら、第二種鳥獣管理計画の中で、県全域の鹿やカモシカの生息数の推計値を出されております。直近の令和元年では、鹿は7万691頭、カモシカが1万625頭というふうになっております。少々大ざっぱな推計ですが、おおむね郡上市は岐阜県の10分の1の面積を占めることから、少なく見積もっても郡上市内で鹿は10分の1の7,000頭、カモシカは10分の1の1,000頭以上生息しているものというふうに捉えております。

なお、県全域の鹿の生息数につきましては、平成20年が5万5,598頭、徐々に右肩上がりが増殖し、平成26年が11万5,028頭、こちらが一番ピークとなっております。その後は、御質問の中にもありましたが、いわゆる駆除という形の捕獲圧を非常に県全体の中で高め、徐々に毎年下がってきており、直近の令和元年は先ほど申した7万691頭に減っておるということでございます。

あと、鹿の分布状況ですが、こちら県の方で調査をされておまして、平成20年頃は下呂市と郡上市の境を中心として、和良、明宝、八幡が主な生息ということでありましたし、直近の平成29年には白鳥や高鷲といった市の北部まで生息が確認されていると、いわゆる全域的な生息がなさ

れておるといふことであります。

また、カモシカにつきましても、こちらは少し古くなりますが、天然記念物ということで、昭和50年頃には内ヶ谷を中心とした大和地域あるいは石徹白を中心とした高鷲、白鳥地域で生息が確認をされておりますし、直近のところでは、カモシカは国の天然記念物ということで、例えば交通事故死や病死がした際に教育委員会でその場所や数を把握しております。

直近5年の中で、カモシカは84頭がお亡くなりになられたというか、減少しておりますが、その内訳でいうと高鷲で8頭、白鳥で32頭、大和で20頭、八幡で14頭、そして明宝が4頭、美並が6頭と、和良地域についてはゼロではありますが、目撃情報については大変多く寄せられておるといふことでありますので、こちらも市内全域に幅広く分布しておるといふふうに考えております。

次に、被害状況ですけれども、直接の林業に関する被害については、こちらも平成28年から令和2年までの5年間で11件の苗木の食害被害がありました。うち7件は白鳥となります。被害面積は、6.73ヘクタール、被害本数としては1万9,140本というような被害が報告されております。

また、山林ではありませんが、農作物被害としては毎年調査を行っております、平成30年は鹿で1,090万円、カモシカが296万円、令和元年度で、鹿は少しほぼ横ばいの1,062万円、カモシカは増えた379万円というふうに増加をしておる状況です。

また、これ以外にも、交通事故というか、鹿との衝突、カモシカの衝突であったり、また山あいでは鹿が移動をすることによるヒル害が、ヒルが多くなったと、そういった事例を報告頂いているところで。

こういった状況の中で、本題である防除対策ですけれども、主にいわゆる防護として守る部分と捕獲として捕る分、この2点の両面で行っております。

防護については、原議員さんが御指摘のとおり、一つは忌避剤と呼ばれる、鹿にとって嫌な臭いもしくは食べたことによって味覚が少しおいしくないと感じるようなそういった忌避剤の散布であったり、またツリーシェルターと呼ばれる鹿が若芽をついばないように、木をかじらないように、筒状のものでかぶせてその被害を防止するもの。さらには、獣害柵というような周りを囲って侵入をストップするというようなものがございます。

こういった植林をした後の維持については、大変獣害の被害が増えておることも市としては感じておりましたので、実は令和2年の9月補正で造林推進事業の中で獣害対策というのを新たに設けさせていただきました。これは、1年目に例えば伐採をして植林としてそういった獣害対策することについては、100%国、県の補助事業で見いただけますが、2年目以降は実は68%の補助しかないということです。しかしながら、植育は文字どおり気の長い作業ですので、植えられた後もしっかり維持管理を行っていく、そのためには費用が必要ということで、市としても国県68%に22%のかさ上げをした90%補助ということを開始させていただきました。

令和2年度の実績であります、いわゆる忌避剤散布につきましては、102.68ヘクタール、本数にして25万7,870本の忌避剤散布がなされております。

ちょっと話は飛びますが、忌避剤は主に2種類ということでありまして、1つはラテンダーと呼ばれる、卵の粉末を主に80%を使用したようなものが一つ忌避剤としてあります。これは、分かりやすくいうと卵の腐ったような臭いをもって鹿のほうが、カモシカが嫌な感じをするというものであります、80%の成分が全卵粉末ですので、環境に優しくて何度もまくことができるということです。もう一個は、コニファー水和剤と呼ばれるもともとは果樹の農薬として使われるものですが、こちらはまかれると食べた物のいわゆる味覚がおいしくなくなるという形の中で鹿の食欲減退による被害を防止するものですが、こちらは若干希薄な毒性を持っておるということで、使用については年2回ということの制限があります。

今回、令和2年度で活用された忌避剤散布については、前段のラテンダーと呼ばれる大変環境に優しいものを使われておりますし、また御指摘の中で何回もまかないかんとかということでしたが、実は支援事業の中では何回まいてもその都度その面積を対象にするということですので、先ほど面積が102.68ヘクタールと申しましたけども、実際的には二度まかれたところもあって、補助の対象としておるのは倍近い198ヘクタールということになっております。

そして、ツリーシェルターにつきましては、2年度で5.12ヘクタール、本数にして1万480本、防護柵は御指摘のとおり大変労力がかかりますので、今年度の活用はなかったと。

以上、2年度実績の中で市のかさ上げ補助として397万5,000円の御支援をさせていただいているところです。

これ以外にも、実は市としてそういったところの中で、森林警護をするための実証事件として、平成28年から主伐再造林事業というのを大和の市有林で実施をしております。これは、事業者からの提案事業で、伐採をして植林をしてその後維持管理にどれだけ経費がかかっていくか、獣害も含めてということをやっておりますが、28、29の整備の中で、再造林、いわゆる杉を植林した面積が1.46ヘクタール、本数にして2,190本、対策としてはツリーシェルターをかぶせるという形で、忌避剤散布とか獣害柵は行いませんでした。植林した翌年の平成30年については、そういった維持管理の費用は一切生じなかったと。2年目である元年度については、下刈り0.1ヘクタールとツリーシェルターの補修ということで9万7,000円ほど経費がかかっておると。今年度につきましては、3年目になりますが、下刈りが0.49ヘクタールで、費用としては11万ほどかかっております。

ただ、生育状況を見ますと、当初に植えたときに30センチから50センチの苗木であったものが、現在は2メートル30センチまで生育をしておりますし、また活着が一部悪くて5%ほど根づいていないものがありますが、全体の95%はしっかり成長をし、さらには獣害による被害は今のところ一つもないという状況になっております。

次に、捕獲対策ということですが、こちらは県のほうで年間、鹿については1万5,000頭と目標を設けられており、当然10分の1である市は1,500頭以上ということですし、市としては独自の防止計画の中でその捕獲目標の上限を3,500頭まで引き上げて捕獲を強化させていただいております。

鹿については、平成29年の数値として、いわゆる有害駆除、そして猟期での捕獲に対する個体数調整を合わせて3,158頭、金額にして4,592万7,000円の奨励金をお支払いしておりますし、30年は2,199頭、金額にして3,160万円、令和元年は2,166頭、3,115万円と、そして今年度につきましては2月末の状況ですが、有害、個体数調整合わせて2,788頭と、過去2年は雪が少なくてということ でなかなか捕りづらかったとありますが、今年は前年より現時点で622頭ほど既に多く捕っておるという状況であります。

あと、カモシカにつきましては、国の天然記念物ということで、捕獲がということで、捕獲目標を立てることはできませんが、一応被害が多く出ていることから、県の環境部局と県の教育委員会の両部局に対してダブルでそれぞれ申請をして許可をもらうことはできます。その際には、いわゆる林業あるいは農業での被害地域がどこかを特定し、それが確実で、カモシカである証拠も示した上で、最終的に捕獲頭数が県の定める範囲の中で許可がされてくるということでもあります。こちらでも近年に29年、ほとんど高鷲、大和で捕っておりますが、29年が合計で7頭、30年が6頭、令和元年が7頭、そして今年度は高鷲の財産区の中で、またカモシカの食害が30アールほど、杉750本の被害がありましたので、例年より1頭多く申請をして、捕獲をし、8頭の捕獲ということになっております。

こういったことについては、それぞれ大変な皆さんの現状をお聞きしておりますので、そういったことを踏まえて、今後も捕獲頭数の増であったりということを検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

最後に、大変いろんな御指摘を頂きました。当然、今やっておる獣害対策で100%鹿の被害を解消するということは困難だと思っておりますし、それぞれの対策に一長一短あることも事実であります。ただ、例えば忌避剤散布が大変効果がないと言われるものは開発によってより効果があるものが生まれてきたり、植林、ツリーシェルターのそういう作業が大変手間な場合にドローンでの散布であったりパワースーツの活用で作業を軽減するとか、そういった部分で将来にわたって少しそういうことが解消してくることを期待はしております。

歌のフレーズではないですけど、何度でも何度でも立ち上がりということだと思いますし、1万回だめでも1万1回目はいいかもしれないというお気持ちは必要なのかなというふうには感じております。

また、こういった対策についても、郡上市単独でやってもほかの隣接市町村から侵入されてしま

って意味がありませんので、こういった対策を広域的、圏域全体で連携して進めていく必要があるかというふうには思っております。

お時間大分来ましたので、あと最後に、少しこういった状況ではありますけど、林業家の方が頑張っている数値として、植林の状況を少しお話させていただきます。

合併時のときに、いわゆる市内における単層林の植林面積は58ヘクタール、これは県下の植林面積の17%でした。10年前の23年は29ヘクタールということで、こちらも県の植林面積の18%です。あと、近年28、29、30と、28が47ヘクター、29が55ヘクター、30が49ヘクターということで、県内の植林の3分の1をそれぞれ占めておると。過去3年の近年では、県下で最も植林をされている地域になりますので、いろいろなお考え、御指摘を頂きましたが、市としてもそういった林業者の御労苦を考え、これに答えていく、また将来にわたる市の山づくりに向かって今後も有効な施策を探求していきたいと思っておりますし、必要なことについては森林環境税を活用しながら御支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) ありがとうございます。鹿類の食害対策については幾つかの施策を講じていただいておりますということで感謝を申し上げます。

今お話にもありましたように、防御や追い払いだけでは鹿があっち行ったりこっち行ったりするだけということがございますので、やはり絶対量、いわゆる生息数を減らすのが一番得策とは思いますが、天然記念物であるということもありますし、被害の状況等を訴えて、そして少しでも、鹿の繁殖はかなり激しいといいますか早いというふうにも聞いておりますので、そういった対策を講じていただいて、林業家が安心して林業経営ができるようにこれからも御努力頂くことをお願い申し上げます、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時04分)

---

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長(山川直保君) 14番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、議長さんより発言の許可を頂きましたので、一般質問を行いたいと思います。

最後、最終日と最終の手前ということでかなり難しいものがございまして、ほとんどが重複しております、その中でまた自分なりに重複するところもあえて、それこそ去年からテレビ、新聞ではコロナコロナ、どこ変えてもコロナということで、一般質問も私も重複しながらでもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に現時点での手順はどうかということでございますけれども、そうはいえ、重複して理解した部分につきましては省いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年の1月頃から突如として現れた、そして世界を震撼させた新型コロナウイルスでございますけれども、これは私たちの市にとっても対岸の火事ではなく、合併以来、一番少額だった当初予算も、最後には類を見ないような補正をかけるという経験をいたしました。

当初は、予想もしていなかったコロナ対策ではありますが、これによって職員の皆さんの仕事量は上乘せということでかなり増えて、それこそ寝る間も惜しんでこられたことだと思っています。本当に、その点におきましては尊敬もいたしますし、また感謝をいたします。本当にありがとうございました。

特に、この春に退職を迎えられる健康福祉部長、和田部長には、長かった在職期間を最後がこんな形になり、本来ならご苦労さまでしたと送り出すうたげでもと思うんですが、それもままならないということで、最後の最後に心を込めて、惜別の念を込めて質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今までもいろんな質問がございましたけれども、まず一つ目は、最近、医療機関にワクチンの接種につきましていろんな方から、かかりつけ医のどこだと思っておりますけれども、問い合わせがあるようでございます。

そんな中、結構、ワクチン接種したがいいだろうか、それとも気持ち的には恐怖が先に立ってまだ悩んでおられるという方が市民の皆さん方にはあると思います。

そこで、伺うんですけれども、接種の希望に丸をつけたけれども、接種会場まで行って、そして問診などしているうちに気が変わると言うんですか、そういう方がおられたときの対応というのはどういうふうにされるか、スタンス的にはどうなのかということを一つ目、お伺いしたいと思います。

また、2つ目は、県の北西部の地域医療連携の下で、これは白鳥病院のスタッフのことなんですけれども、そこへ遠征、向かわれることがあるのか、そしてまたそこに余力があるのか、お伺いしたいと思います。

また、次に市内在住の外国人の方のフォローというのはどのぐらいできておるのか、お伺いした



と思います。

そして、もう一つ、ワクチンでのアナフィラキシー、これが結構マスコミによって取り上げておるんですけども、このコロナという病気はほかの病気のワクチンと比べてどうであるか、アナフィラキシーの発症確率、これが例えばインフルエンザとかあるいはほかのワクチンに対してどの程度のものであるかということ、今、かなり取り上げられていますので、ほかのワクチンよりたんとあるんやないかというような誤解もあると思いますので、冷静に数字的に分かたらお知らせいただきたいと思います。

また、ショックが起きたとき、このアナフィラキシーが起きたときというのはアドレナリンを注射するんですけども、ただそれでその後どうするんだろうと。というのは、アドレナリンを打っても、その後に経過観察をするんですけども、それでアドレナリンを注射したらそれでよくなってしまふのかどうかということ、これは教えていただきたいと思います。

また、最後に集団免疫の数値、これ、一応、集団免疫の数値というのは、その病気が何人に感染するかというものを数値にするという分数の計算で出すらしいんですけども、感染しやすい病気ほど、要は高い集団免疫をつけないきゃならないということだと思ふんですけども。ただ、この分数が分からないんです。それに基づいて、郡上市の予防接種をやられるのか、あるいはそうじゃなくて住民任せでやられるのか。まず、とりあえずそれだけお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、お答えをいたします。

ワクチン接種の手順や流れについては、1日目の御質問の中でお答えをしておきました。

今回の御質問で、ワクチン接種を迷っている方への対応ということでありますが、ちょうど65歳以上の方に対しまして、接種意向調査を行いました。その接種を希望された方に対しまして、市のほうは接種日の日時や場所のほうをお知らせいたしますが、当日まで迷う方もあられるとは思いますが、もし、接種することを迷われた場合には、問診に当たります医師のほうに御相談をしていただき、接種をお考えしていただければというふうに思っております。

また、事前にかかりつけ医に相談されるのも一つだと思っております。今、現時点におきまして、市のほうにいろんな問合せもありまして、御病氣をお持ちの方、これから妊娠をしようと思う方など、大変迷っておみえになります。そういったところには、市のほうも問合せに対応していきますので、聞いていただけるといいかというふうには思っております。

そして、県北西部地域医療センターの連携の中でスタッフ派遣ができるかどうかといったところかと思いますが、県北西部地域医療センターは、他市村の予防接種のための医師派遣は予定はして

おりません。通常の派遣医師による診療日に接種がある場合には対応することにはなると思っております。

それから、外国人への接種についてのフォロー体制といいますかフォローができていますかといったところでありますが、外国人の方については、郡上市に住民登録がされている方は接種対象となりますので、接種券も届きますし、接種を頂くことになります。

そして、アナフィラキシーの対応といったところでありますが、基本的に他のワクチン接種との相違はございません。接種後にアナフィラキシーショックが起きた場合につきましては、他の予防接種と同様に医療関係の従事者で適切な対応を行っていただきます。郡上市は、医療機関接種を基本といたしておりますので、そういったところで万が一そういった症状が起きても必要な設備環境の中で適切に処置をしていただけるというふうには思っております。

アナフィラキシーなんですけど、今テレビ報道にもありますが、日本が発表している数字、すいません、今はちょっと持ち合わせがないのでどれぐらい出ているかというのがお答えできませんが、日本が出している数字を国際基準に当てはめると、もう少し減ると言われておりますので、日本の場合は幅広く症状をもって取り上げているというふうには思っております。

そういった多くの数字が出てきますと、市民は大変不安になるとは思いますが、郡上市のほうは厚生労働省の通達にもあるんですけど、接種会場で救急用品の準備を求められておりますので、アドレナリンやステロイドそして抗ヒスタミン剤、そういった薬液であったりとかその他もろもろの準備はしていく体制にはなっております。

あと、市の対応のほうなんですけど、副反応については、厚生労働省のホームページにも掲載がされているんですけど、市のほうからは接種意向調査とか、あと接種券を郵送するときにはワクチンの説明を同封いたします。よく市民の皆様にはお読み頂いて、そして御心配な方は市役所にお問合せをしていただきたいというふうには思っております。

そんなことと、あと集団免疫の目標値についてですが、新型コロナウイルスワクチンの接種というのは努力義務でありますので、強制的に行うものではありません。そのために、郡上市としては目標値であったりとか、あと接種率であったりとか、そういうことについて目標の数値は定めてはおりません。

昨年のインフルエンザを例えますが、接種の状況は、高齢者の方、7割近くの方が接種をされております。それを参考にしまして、このワクチン体制を進める上には、8割から9割の方が郡上市では打たれていると、これは65歳以上の高齢者についてですが、見込んで準備をしております。

あと、ワクチンに関しては、感染した場合に発症を抑えるというか、重症化を防ぐものの効果を狙うものでありますので、御自身はもちろん、御家族の方を感染から守るために、体調に問題なく接種ができる方についてはできるだけ接種していただくよう市のほうは勧めていくように考えてお

ります。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

ただいまの和田部長さんの答弁の中にもありましたけれども、このワクチンは感染を防ぐでなしに重症化を防ぐのが目的だとありましたけれども。これは、世界で一番最初にファイザー製のワクチンですけれども打ったイスラエルの数値というのが、朝日新聞のネットで私ちょっと拝見しましたら、2回接種の2週間後の死亡抑制、これが99%、それから重症や感染抑制効果が95%、そして接種1週間以内での死亡抑制が94.5%、そして重症抑制が96.4%、それから感染抑制が91.9%ということで、重症化も感染もこの数値でいくと防ぐでないかという期待はございます。

ただ、先ほども集団感染とかいろんなこと聞きましたけれども、イスラエルでその治験があって、そのイスラエルの中のウイルスの型が、今蔓延しているそのウイルスの型と同じとは限りませんので、その中では、それ前にファイザー社なりが行った治験、二重盲検法とかそれからランダム比較法という、薬を開発するときにはそういう方法がありながらやっていますけれども、これに関してはいろんな人種とか国の人を対象にやるとるもんで、ワクチンの種類としてはそのほうが数字的には合っとなるかもしれませんと思うんですけども。

ただ、南アフリカ型というのがこれからはやってくるとすると、今までの数値がまた変わってくるんじゃないかと、そういう思いがあります。

法律、予防接種法とそれから検疫法が変わってきたんですけども、2020年の中では、私は何かあったときに国がそれを補償するんだと思っておりましたけれども、法律の中では被接種者が損害を請求したときに、それに対して製造会社とそれから販売会社の損失を国が補償するという損失補償契約があるんです。ということは、直接は個人がやらなきゃいけないという形になるんだと思いますが、それにしても社会的な効果というのはここは大変重要だと思いますので、できる限り接種者を多くなるように、また努めていただいとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つ聞き忘れましたけれども、アメリカのSBIという団体でしたか、乳房に関わる研究をしておるところですけども、ここがこの三角筋に多分筋注をすると思うんですけども、そうすると腋下にあるリンパあるいはこの鎖骨下にあるリンパが一定期間腫れる人があると。だから、接種を受けた1か月ぐらいは女性の方のマンモグラフィーの検査は控えたほうが良いというような発表があったんですが、これに対してはどう思われますか、お聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君） 今の御質問に対してですが、令和3年3月10日現在に、ファイ

ザー社のワクチン説明書によりますと、まれに起こる重大な副反応としましては、ショック状態やアナフィラキシー症状があります。主な副反応としましては、注射した部位の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱などが挙げられています。

今、御質問にありましたわきの下や鎖骨の上のリンパ節の腫れといったところについては、副反応の情報としては示されてはなりません。

乳がん検診におきまして、がんと誤認されるような症状であると思います。誤認される可能性があるかもしれませんが、検査を遅らせることはがんの発見を遅らせることにはなりませんので、専門医に相談しながら検査を受けていただきたいというふうに思っております。

このワクチンは新しい種類のワクチンのために、これまで明らかになっていない症状が出る可能性もありますので、国から新しい情報が出ましたら随時周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

このワクチン、日本は今までいろんなワクチンで訴訟問題がありまして、例えば天然痘ワクチンにおいては（ ）が出たとか、あるいは三種混合ワクチン、これはDPTですけれども、ジフテリア、百日ぜき、それから破傷風、それから新三種混合ワクチンとか、あるいは最近では子宮頸がんワクチン、いろんなところでワクチンが訴訟問題になって、日本の接種法というのがある程度、先ほどの話にあったように、集団接種で義務的に行ったもんが今度は変わっていくわけです、その中で。

ただ、今度の問題に関しましては、アナフィラキシーが今まで問題になったんじゃないくて、ワクチンのほかの副反応が問題になってきたという面におきましては、かなり分からん部分はあると。ファイザーというのは、メッセンジャーRNAという新しい技術でやっておるわけですけども、それに関しては今までにもやはり時間が経過して教えるものはないということで、未知の世界。ただ、作りやすいあるいは型が変わっても対応しやすいというのと、それから守る範囲が多分広いんだと思っておりますけれども。

それにしても、やはり日本というのはワクチンに対してはかなり敏感に来たと思います。この中で、今度、市内の中で、先ほど来言いましたように、いまだに迷っておられて、そしてやっぱり打たない、最初から俺は打たんぞという人もあると思いますけれども、そんな状況になったときに、どこの国だったか覚えがないんですけれども、ワクチン接種したときに接種済みのワッペンをつけながら飲食店あるいはタクシーの運転手さんがあったのを見たんですけれども、ワクチンの接種をしたかせんかということが差別につながってはいけないと思うんです。

今、私たちがこうやってシトラスリボン、ヘイト、差別をなくすというそのリボンをつけておるんですけれども、これをやるということは、裏返せば、あるということですね。だから、ないようにしようということだと思っんです。

このワクチンを接種、やったことによって、市内でそんな差別がないように何か手だてがないかと思っんですが、このことに関しましていかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、お答えをいたします。

接種の有無による差別についてといったところですが、ワクチン接種については決して強制的なものではありません。また、発熱がある場合や重い急性疾患にかかっている人は接種することができません。病気の治療の内容によっては注意が必要な方もあります。

そのため、接種したかしないか聞くことは適切ではないというふうに思っております。あくまでも、自分の意思と体調により接種を決めていただくことだと思っております。コロナハラスメントが起らないように、市民の皆さんに説明はしてまいりたいと思っております。

ワクチンについては、世界的に接種が始まったばかりでありまして、実際に接種の効果がどれぐらいあるか、接種して感染拡大を防ぐ効果がどれぐらいあるのかというのは、まだまだ検証をされていくことだと思っておりますし、時間もかかるものだというふうに思っております。ワクチン接種をしたからといって新型コロナウイルスに感染しないという保証はありません。接種をしたから大丈夫という考えが広まってしまいますと、かえって感染を広めてしまうこともあるかもしれませんので、ワクチン接種が始まった後においても、これまでと同様、感染予防対策を引き続き行うことは一定期間必要であるというふうに考えております。市民の皆様方には、3密を避けることやマスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止の行動を引き続き行っていくことを市から発信いたしまして、コロナハラスメントの抑制についても努めてまいりたいというふうに思っております。

（14番議員挙手）

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、ワクチン接種が終わって2回打ったからフリーパスやという問題ではないと思っんです。南アフリカの変異種というのは、効果がないとまでは言わないけれども、今までの部分よりは多少効果が落ちるんであろうという推測がなされておりますので、終わったからといって完全に気を緩めるようなことのないように、また気をつけていていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

それでは、次にアフターコロナについてお伺いをしたいと思います、この問題につきましても、昨日質問された中で大方の部分というのは語られておりますので、この点、1点お伺いしたいと思

うんですが。

今の医療体制の中で郡上市がコロナの受入れ、これがアフターコロナというまた問題というのはどっからがアフターということは分からないんですけども、ずっとこの受入体制を続けていくのかどうかということでお伺いをしたいと思いますので、これは市民病院の事務局長さんですか、よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） 藤田市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信君） 失礼します。お答えをさせていただきますが、まず、最初に当初3床でスタートしましたコロナ対応病床でございますが、今現在は8床で運営をさせていただいております。これに当たって、増床するに当たってですが、療養病棟のほうを一時休床という形を取らせていただきまして、病棟にみえました患者さんを市内外の病院もしくは社会福祉施設、高齢者施設等へお預けをするというような判断をさせていただきまして、8床まで増床させていただきました。

これに当たって、関係機関には大変御協力を頂きましたことを、まずこの場をもってお礼をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

今後、この8床につきましては、県下のコロナの発生状況等を踏まえながら、県の指示の下に減床であったりとか閉鎖とかそういった措置をとっていくことになるかと思っております。その後、療養病床、休床しておりますので、当院としましては療養病床を徐々に復活するような形でまた元の形へ戻すのが一番ベストかなというふうで現在は考えておりますので、そういった方向性で、県の指示を受けながらということで戻す方向を考えております。

以上でございます。

（14番議員挙手）

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございました。

今回の新型コロナが私たちの日常生活に本当に多大な問題を投げかけていきました。その最大の課題は、私は人間社会は本当に感染症にはもろいんだなということをつくづく思いました。そして、また家庭でも仕事でも無防備に近いということを感じました。

これまで国が率先して推し進めてきた保健所の統合や医療に関わる人件費などのコストカット、これが今回は裏目に出たんじゃないかとさえ、私は思います。

2009年のインフルエンザが世界で、新型インフルエンザですけども、H1N1型といいますけれども、これがはやり出したときに、国は官民挙げて感染症対策をするんだという方針を出したことがあります。このときは、例による仕分け、これで芽生えたところがしぼんでしまったと、こんなこともあったそうであります。そういう観点でいきますと、今までの反省点というのは幾つかある

と思っております。

そして、もう一つは、これだけ経済がずっと発展して浸透してきますと、かつてのスペイン風邪のような状態ではなく、本当に経済的なダメージというのは、それこそまた経済というのはもろいものだということを改めて思いました。

私たち市においても、これを教訓として対応していかなければならないことでありますけれども、これに関しましても対策いろいろあるんですけど、まずは医療体制の強化と、そして経済体制の支えを強化していかなければならないと思っております。

ただいま医療体制についてはある程度の方針、昨日の12番議員さんの質問等もありましたので、その後、今度この令和2年度の経済的な損失、これを分析しながら次の対応を取っていかなくやならないという部分では、多分私特にそうなんですけれども、春に一応非常事態宣言をして縮小してきたと。これが、この次がV字回復するんだというふうに手を打とう手を打とうとしとったら、手を打ったけれども、そのうちに今度すぐに2次的なもの、そして暮れには3次が始まったということで、V字回復を狙ったタイミングというのはよかったか悪かったか、多分やらなくやならなかったという部分ではそうだと思うんですけども、この後、この2年度の経済的な損失はどうだったか、あるいはこの次はそのタイミングをどうしたらいいかという部分を踏まえながらお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、コロナによる郡上市内の業況の著しく厳しかった業種につきましては、市内の金融機関が実施をしております景況調査を参考といたしますと、全業種での景況判断、D Iのデータでは、昨年1月から3月期はマイナス49.0ポイントという値であったものが、4月から6月期は18.4ポイントさらに悪化をしております。しかし、7月から9月の間では前期よりも14.1ポイント改善をされておりまして、10月から12月ではさらに9.9ポイント改善の、トータル的にはマイナス43.4ポイントという調査結果であります。

したがって、市内の全業種での昨年中の景況の底というのは、コロナの第1波であった4月から6月期であつたらうと推測をされます。また、業種別に見ますと、景況のその底の時期に景況判断、D Iが悪かった業種は、サービス業のマイナス87ポイント、飲食業のマイナス86.7ポイント、小売業のマイナス77ポイントで、この時期に最もダメージを受けたのは宿泊業を含むサービス業、飲食業、酒屋なども含める小売業であつたというふうに考えられます。

さらに、業種全体の景況が改善してきていた10月から12月におきましても、引き続き悪化の割合が高かった業種といたしますのは、飲食業や卸売業、小売業となっております。これらの業種は依然としてダメージが続いており、長期にわたってその業況は厳しい状況であつたというところでご

ざいます。

経済の回復の施策の実施のタイミングにつきましては、観光客の誘客ということが、今申し上げました長期化している業種の業況悪化を緩和させる道筋であるということを思っています。東海3県や全国的なコロナの状況から県や国が判断するGo To イート、Go To トラベルという再開が一つの基準になるというふうに思っております。

その際には、12月補正で予算化をさせていただきました、その後またコロナの感染拡大によって繰越事業とさせていただく郡上市飲食店応援事業やタクシー代行運転応援事業、そして郡上で泊まろう支援事業をこのGo To キャンペーンの再開に合わせて実施をいたしまして、観光客等へのプレミアム感をさらに高めて誘客に拍車をかけていきたいというふうに思っております。

また、加えてプレミアム商品券の発行なども市内需要を喚起し経済循環を高める施策として合わせることで、さらに大きな効果が期待できるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、経済回復を図る様々な事業の実施につきましては、各事業に見合った最良のタイミングを慎重に見定めて、より効果が上がる時期に実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、農林水産業について簡単に述べさせていただきます。

昨年度の状況ですけど、農業のいわゆる主要な大根につきましては、他産地のいわゆる栽培面積も減少しまして、単価が97円から125円にアップして、販売額としては最終的に97.5%の4億7,100万円ほどとなっています。トマトにつきましては、前年比108%の1億2,400万円ほど、また花卉についても意外に品質評価、そして販売拡大という中で、前年比の103%という状況です。

また、拠点朝市のやまとの朝市については、第1波のときに4月、ゴールデンウィークを休みましたので、その分減少して、前年比94%です。

林業については、素材単価は6月が最底値でしたけども、今は回復をして、今年の1月で前年同月並みに回復をしておりますし、製材単価につきましても9月が底値でありましたが、今は回復傾向にあるということです。

なお、こちらの白鳥にある大型製材工場は、一時コロナ禍で納材の制限をされておりましたので、取扱量でいうと現時点で前年比で75%、これは減っておるということです。

あと、畜産につきましては、子牛相場も一旦は下がりましたが現在は回復をしておりますし、コロナによって逆に県外から県内のものを活用するという流れができたことは一つ効果としてあると。枝肉についても、A5でキロ2,200円まで落ち込みましたけれども、これも県の施策もあって今はキロ3,000円台、年明けてから2,900円台に下がってきましたが、こちらも回復はしておるという状況であります。



あと、漁業については、郡上漁協、和良漁協さん、それぞれコロナ禍の中で特別解禁もやめたり、また二段階解禁を1回にしたりとそういうこともありました。和良漁協さんは前年比で350万円ほど黒字ということであり、郡上漁協さんは86万円ほどの赤字という状態です。

V字回復は、正直、バイデンさんじゃないので分かりかねますが、商工観光のようないわゆるサービス業よりは農林水産業については早いというふうに思っています。それは、衣食住という人間生活に欠かせないものを生産する産業であること、また生産現場が屋外が主でありますので密が避けられるというようなことが考えられると。だから、既にそういった兆しは出ておりますので、旬菜館についても出足が戻ってきているお話も聞きますし、先ほどの長良川木協については逆に納材が不足しておるので大変たくさんの納材をしてほしいという依頼も出てきておりますので、農林水産業については、残念ながら、例えば今売れるといっても即出せる産業ではありませんので、やっぱり地道な生産活動をしっかりやって、ちょうどそのときに需要が拡大するタイミングで買うことを非常に願っておりますが、タイミングというよりは引き続きそういう生産活動をしっかり続けていくということが大切と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 最後に、市長さん何かございましたら一言よろしいですか。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） ただいま両部長が申しあげましたように、昨年のいろんな影響、それぞれ業種によって様々でありますけれども、概してかなり影響を受けているということでございますし、今後の見通しについてもいろいろと難しい点がありますけれども、国や県の動向あるいはそれぞれの経済の動向を慎重に見極めながら必要な対応をしてみたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

今朝ちょうどテレビを見ましたら、非常事態宣言をかけるタイミング、そして解除するタイミング、何て生ぬるい決断をするんやというような批判をしてございましたけれども、批判するほうは結果論なり何なりしながらやるんですけど、行政なり政治というのは、やっぱりそのときそのときに本当に初めての経験を苦渋の中で決断して行って、先ほど市長さん言われたように100%はないんだという中でベターな政策を取っていくという部分に関しましては、本当にそうだと思います。

時間がちょっと足らんように来ましたが、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩といたします。再開は、午後1時を予定いたします。

(午前11時56分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問を通告に従ってさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回2項目準備したわけですが、最初は多くの方々が取り上げているコロナ禍に関わってのことでございます。

最初の質問、2番目の質問、ずっと3項目ほど健康福祉部長、和田部長の御答弁を予定しておりますが、先ほど14番議員が申し上げたとおり、私が正真正銘最後の質問になり、あるいは御答弁を頂くこととなりますが、どうか、ぜひともはなむけの質問をと思いましたが、そうなりますかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

さて、1年余にわたりこのコロナ禍が続いたわけですが、この間、様々な市民の生活の中で苦難が強いられております。多くの方が経済的にも困窮されているのではないかと、これは容易に想像されます。特に、子育て中の女性の方々あるいは非正規雇用の方々など、大変な生活だと思えます。女性の自殺者も増えておるといふ報道もございます。失礼しました。

そこで、最初に伺いたいのは、こうした状況の中で中小の事業者を中心として、とりわけ飲食やあるいは観光関連産業の方々、こういう方々の事業者の中で倒産に追い込まれたりあるいは廃業や休業になってしまったりと、こういう状況はどのようになっておるのか。

2つ目に、被雇用者の方々、特に非正規雇用の方や女性の方々の解雇やあるいは一時帰休などは、また収入の大幅な減少ということもあるでしょう。こういう実態は把握されているかどうか。

また、こういう方々に関わって、税の納入や負担金などの滞納などは顕著に現れているかどうか、まずはこの点から伺いたいと思います。お願いします。

○議長（山川直保君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、お答えをいたします。

コロナ禍の中で市民生活の実態ということですが、今年度の生活困窮者自立相談支援事業におけ

る新規の相談受付数は、令和3年2月末現在で161件でありました。前年度同時期は47件というふうになっておりまして、大幅に増加しております。新型コロナウイルス感染症の影響による相談は、令和2年3月以降から発生をしております、この2月末までに136件というふうになっております。このうち失業者は12件ありまして、事業者の倒産、廃業の影響によるものが2件です。失業者の12件のうち非正規が1件で、女性であります。非正規労働者の解雇、雇い止めによるものは10件であります。その10件のうち女性は1件という状況でありました。

事業者の倒産、廃業、休業あるいは非正規労働者や女性の解雇、失業または収入減の実態につきましても、統計情報などがなく正確な数値を把握することはできませんが、商工会事務局へ聞き取りしましたところ、コロナ禍の影響を直接的な原因として倒産、廃業した事業者は確認されておられません。また、雇用者の解雇、雇い止めについて、ハローワーク岐阜八幡へのお問合せはないというふう聞いております。

あと、市における税や使用料の収納、滞納の状況ですが、市税、個人分の1月末現在、収納率は75.23%、前年は69.23%でした。滞納額は4,930万9,000円、前年は4,845万2,000円です。法人分の収納率は98.72%、前年は98.99%、滞納額は57万8,000円、前年は59万9,000円というふうになっております。

上水道使用料の収納率は、2月末現在で83.13%です。前年は83.39%、滞納額は191万7,000円で、前年は205万3,000円です。下水道使用料の収納率は99.60%、前年が99.49%です。滞納額が186万3,000円で、前年が335万7,000円です。

また、コロナ禍の影響を受けた方に対します上下水道の支払い猶予の申込みは、2月末現在で18件です。収入減少のための市営住宅の家賃再計算は5件というふうになっております。

このほか、介護保険料の収納率や児童扶養手当の受給者数も前年度と大きな差異はなく、収納、滞納の状況等からはコロナ禍の影響を推しはかることはできませんが、生活困窮者自立相談支援事業の実績からは、コロナ禍における市民生活への影響は少なからずあると思われまます。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 数的にはそんなに深刻な事態ではないというふうに私受け止めたんですが、ただ相談件数が大幅に増えているということもありまして、やはり影響は免れない。と同時に、こうした経済的な影響というのはやっぱり2年、3年とこの後に響いてくるのではないかというふうに懸念をしております。

さて、こうして経済的な困窮に関わりまして、最後のセーフティーネットと言われているのは生活保護の制度であります。私、9月議会でも若干質問をさせていただきました。言ってみれば、コ

コロナ禍における中間的な調査といえますか、お願いをしたわけですが、そのときはやはりさほどの前年との変化はないと、大体昨年並みに推移しているということで、今後は増えるかもしれないという御回答でしたが。

さて、半年過ぎて今現在の生活保護の状況を伺いたいと思います。

まず、第1点は、相談件数そして申請件数、さらには認定された件数であります。特に、その中でも相談にいらっしゃった方がその後、相談だけで申請に見えなかった理由が分かれば、これは大変困難かと思えますけども、相談だけ見えてその後いらっしゃらないということは何かの訳で相談だけで終わってしまったというわけですが、その訳を伺うといえますか、聞き取る機会がないかと思えます。そういう点では難しいかと思えます。もし分かれば、感触だけでも結構ですので、なぜ相談だけで終わったのか。

2つ目には、申請されたけども認定できなかった訳。これは、多分分かると思えます。

3つ目に、これが大切だと思えますが、生活保護の郡上市における捕捉率はどれぐらいかと、これを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、昨年9月から本年の2月までの生活保護の状況について御説明をいたします。

相談件数は11件でありました。そのうちの申請件数は3件、また保護開始件数は2件であります。保護の申請に至らず、相談のみされた方が8件です。その8件の内訳ですが、現在は親族の援助を受けている方が1件、当面は預貯金等がある方が2件、また社会福祉協議会が行っている生活福祉資金制度を案内した事案が2件です。福祉相談支援センターへの相談が1件、他市での申請を検討している事案が1件、保有する資産の賃貸や売却を検討するための相談で相談のみとした事案も1件あります。

多くの場合は、差し当たって保護の必要はなく、将来的に不安を抱えている方が事前に制度を知りたいとのことで相談になっております。

また、不認定となった1件につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置として雇用調整助成金を受けられたため不認定というふうになったものでございます。

また、市における生活保護の捕捉率ですが、捕捉率とは、世帯の収入が生活保護法に定める最低生活費よりも低い世帯のうち実際に生活保護を利用している世帯の割合ということでありますが、本市では捕捉率の算出はしておりません。日本の捕捉率を示した資料を確認しましたところ、我が国は2割程度でありまして、欧米に比較して低いといった状況のようです。

生活保護の統計的な数字といたしまして保護率といったものもございまして、これは人口に対する被保護者数の割合であります。市の2月末現在の人口は4万456人で、外国人を含みます数字に

なりますが、これに対しまして、被保護者数は92人です。よって、市の保護率は千分率になりますが、2.27パーミルであります。全国の保護率は、平成31年度末で16.4パーミル、岐阜県は5.80パーミルというふうになっております。全国的にも市の保護率は低い状況にあります。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 詳細にありがとうございます。

全体的には大きな申請数、その他数的にはやっぱり大きくないと思います。

ただ、今、私あえてこの分かりにくい捕捉率というのを伺ったんですが、今御説明ありましたように、分母は生活保護を受けるのが妥当といいますか、受けるべく所得しかないという低所得の方、これが分母です。ただ、この分母は大変把握しにくいので、捕捉率というはあるようでないようだと思いますか、あんまり厳格には捉えんほうがいいと思いますが。先ほど諸外国よりも日本が低いとおっしゃいましたけども。ちなみに、フランスは91%あるといいます。以下、イギリス78、スウェーデンが82、ドイツ85と、いわゆる欧米諸国は押しなべて8割ぐらいは捕捉されている。すなわち、大変生活が厳しい方で、当然生活保護を受けるべく状態の方の8割は認定されて受けているということでございます。

日本は、市はそれは算定されていないということですが、日本の政府あるいは様々な学者の発表しているところによりますと随分幅があるんです、やっぱり。15%ぐらいから、高くても二十数%、こういう数字なんです。

私、逆に日本の場合、受けられない方が8割ある。これは、異常な事態ではないかと思うんです。私たちは、生活保護を受けるのは特別な状況というイメージを持ちがちなんです、欧米から比べると、日本のほうが異常なんやと、これはやっぱり再認識する必要があるんじゃないかと思うんです。

その背景が、よく言われるように、生活保護の申請のときに、その要件に家族や親族の扶養の可否、扶養できませんかというこの可否を尋ねることがあります。これを扶養照会とっております。この扶養照会の範囲は、欧米の場合は大体1親等であります。配偶者と親子の仲です。この間は、一般的な家族の中ですから、原則として。いろんな事情もおありでしょうけど、これは当然扶養というのはいり得るんですが。日本の場合、実を言いますと3親等までこの範囲が広いわけなんです。といいますのは、普段はほとんど目に入らないという話に、会わないような親族の方々までその対象が広がっている。これは、もう大変大きな問題だというのが指摘されているわけですが。

さて、郡上市の場合、次の質問ですが、この扶養照会をどのようになされているのか、紹介対象者の範囲はどこまで、一律に全員対象が親族まで広がっているのか。それから、照会に当たって事前に本人への了解は取っているのか。そして、照会の方法、文書なのか訪問なのか電話でお願い

をするのか、確認の方法、これはどうなっているのかと。

以上、伺いたいと思います。

○議長（山川直保君） 和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、お答えをいたします。

生活保護の扶養照会の状況につきましてですが。

まず、生活保護を申請された時点で、扶養義務者の存否を要保護者からの申請により確認をいたします。また、戸籍謄本などでも確認を行っております。

調査は、直系血族または兄弟姉妹の関係にある扶養義務者、また同一生計関係にない配偶者というふうになっております。

今般、新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活に困窮し公的支援を必要とする人が増えておりますが、家族に知られたくないと考え、生活保護の利用をためらうこともあり、このため厚生労働省は照会手続の見直しを行いました。これによりまして、扶養義務が期待できない判断基準に追加された特別な事情としまして、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐる対立しているなど著しい関係不良の場合、当該扶養義務者と10年程度音信不通であるなど交流が断絶している、そういったことです。これらを聞き取り考慮した上で、扶養の可能性を照会いたします。

また、本市では扶養照会を行うことを事前に要保護者に了承を頂いております。また、扶養照会の方法としては、市内の在住の扶養義務者については訪問や電話にて行います。市外の扶養義務者については文書にて照会をしております。この調査におきましては、扶養の義務を生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされておりますと、市のほうでは文書に表記しております。

そして、参考として生活保護法及び民法の該当条文を記載しております。これは、扶養義務者の金銭的援助が可能かを調査するものでありまして、調査の内容としましては、全面的に扶養ができるか、金銭的に援助ができる場合はその金額、また援助できない場合はその理由、また扶養義務者の世帯の状況などを確認しております。

以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 伺いますと、基本的には規定どおりと伺いますか、ルールどおりと伺いますか、特別な措置はなかったと今思って伺いました。最後のほうで、扶養義務者に対して金額的にどれぐらい援助できるのか、あるいはもしだめな場合は理由まで聞くというのは、ちょっと私も知らなかったんですが。

この1親等までならば、理解は十分できます。ところが、これ、さらに親族まで広げられるとなると、聞かれる本人はどう思われるのか。それは、普通はそこまで聞かれるのは嫌だと思われるのが当然だと思います。あるいは、迷惑をかけたくない、何か世話になりたくないという、こういう思いというのは当然だと思うんです。

ある統計によりますと、申請をしない、本当に自分も生活保護を利用して何とか助けてもらいたいんだけど、ためらってしまう理由の3分の1は、この扶養照会だと言われているんです。もし、これがなければ、本当は利用ができて助かる人も多いのではないかと私は思うんです。

と同時に、もう一点、これは今は扶養を受け入れる申請される側ですが、今度は市の職員の方々です。ケースワーカーを含めて、職員の方々も本当に私苦勞されていると思います。この市の職員やケースワーカーの方も考えなくてはならない。

例えば、ちょっと覚えていらっしゃるでしょうか、皆さん方はどうでしょうか。2017年ですが、神奈川県の小田原市で、背中に「保護をなめんな」というジャンパーをみんなそろって着て、そして大変な問題になったことがございます。保護をなめんなという、市の職員が背中に、英文ですけど、日本語ならこれはかなりショッキングな表現だけでも、英文ですからぱっと見て分からないという面もあるんですが、その事件をちょっと横に置いて。その当事者だった職員の方への私アンケートを見たことがあるんです。そうしますと、本当にケースワーカーなどの方々の苦勞が切々と書かれておるんです。当事者からは、俺を殺す気かとか、あるいは親族からはもう二度と来るとか、こういう罵声を浴びせられながらその業務をやっていらっしゃるんです。その多くは、やっぱりこの扶養照会が要因なんです。小田原市の名誉のために申し上げますが、これ小田原市の今の生活保護のパンフでございます。インターネットのダウンロード簡単にできます。非常に詳細にかつ優しく——優しいというのは厳しい表現じゃなしに優しい表現で書いてあるんです。今、全国的に注目されています。ぜひとも御覧頂きたい。

さて、この扶養照会で一体どれだけの援助が得られるかということ、照会件数の1.5%だと言われています。ほとんど苦勞して照会をしたのに、成果と言っちゃ失礼なんだけど援助は頂けない。果たしてこんな制度要るんだろうかというのが専らの声だと思います。現場で働いている方も、ケースワーカーの方々、本音のところは本当に無駄な作業だという声も聞こえております。なかなか表立っては言えんことですけど。

さて、この扶養照会、確かに必要なルールかもしれませんが、これを厳格に規定どおりやれば当然ながら生活保護のハードルは上がりますから、その利用はだんだん減ってまいります。憲法第25条生存権が規定されていますが、これは絵に描いた餅になってしまう。だって、8割が受けていないんですから。

こうした状態をやっぱり何とかしなきゃならんと私は思っておるんですが、さすが最近政府のほ

うも若干考えが変わってきたのか、田村厚生労働大臣は、扶養照会は義務ではないと明言しましたですね、この前。それから、首相に至っては、生活保護は国民の権利であると。あの自助、共助、そして公助を口にする首相が、国民の権利であると、こういうふうに言ったわけです。これは、私、大変大きな表明だと思います。

国民の権利であるならば、この生活保護はもっと身近に、必要なときにはちゃんと使えるように、ちょうど選挙権が権利であるように、こういう状態にしなければならぬと思います。

そこで、今度は市長に伺いますが、この生活保護は国民の権利であるということの生活保護をどのように理解をし、その運用はどうあるべきだというふうにお考えかというのを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

生活保護は、野田議員も御指摘のとおり、私たち、この福祉国家の国民が最後のよるべきセーフティーネットであるというふうに思っております。

御指摘がございましたように、憲法25条には、国民は健康で文化的な最低限度の生活をする権利を有するというふうに書いてございます。

憲法のこの規定と生活保護ということで、当時、私、最後の学生時代だったかと思いますが、昭和42年ぐらい、生活保護をめぐるこの憲法25条との関係で朝日訴訟という訴訟がございました。この中で、こうした生活保護行政というものと憲法25条との関係、いろいろと議論をされ、これは結果的には訴訟を起こされた朝日さんという方が最高裁へ行ったときにお亡くなりになったものですから、その訴訟権は一身専属的なもので、相続人が引き継ぐことができないという形でありましたが。ただ、なお念のためという形で、25条の解釈等についてはそのとき最高裁からも判例が出たわけですが。

25条の健康で文化的な最低限度の生活をする権利を有するという規定を生活保護との関係でどういうふうに解釈するかということは、学説的にはいろいろあるようでございますけれども、いずれにしても現在の福祉国家である日本は、この憲法25条の規定を頂点にして、生活保護法であつたり様々の社会福祉の法律が定められていて、それを基にやはり私たちは、言わばこの生活保護は国民や県民、市民の税による相互扶助制度であるというふうに思っておりますから、決して自力で頑張つて、働く能力があるのに働かないというような形で生活保護というのはちょっといかがかとは思いますが、本人の言わば責めを負わないような、そういう意味で病気であつたり社会情勢であつたりいろんなことで生活保護を受けなければならないというときには、国民の権利であるということで、私は恥ずかしくないでというか、いろんな心理的抵抗もあるかもしれませんが、それはやはり申請する側からすると堂々と申請をしていただきたいと思います。



今の扶養の義務の話がありました。確かに、直系親族では3親等ですか、それから傍系といいますが、一旦親へ戻ってそれから勘定するのは兄弟姉妹ですから、こちらの横のほうの傍系のほうはごく限られた兄弟という形で育った人間関係の方ですし、それから今の直系にいたしましても、本人からするとお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、あるいは子ども、息子、娘、それからその次の孫というふうに行くわけですけども、なかなかそういった直径の方でも、例えば70歳以上の高齢者であったり、未成年であるという方は、もともと厚労省のほうのその扶養照会からも、そうした方々は客観的に言ってもそうした方に扶養できますかというお問合せをするのもそれも無理かというような形で、そういったものも配慮するようにされております。

それから、先ほどの部長が答弁しましたが、前は20年以上音信不通のそうした扶養義務者というのを今は10年以上というように、大幅にそうした関係も緩和されているというようなことでございますので。国のほうも御指摘があったように、こうしたコロナ禍というような中で、この生活保護行政というのが十分行政的にも機能をするようにということの配慮というのは強まってきているのではないかというふうに思います。

生活保護、御本人の意識の問題、あるいはそれから御本人以外のもちろん扶養義務者とされる方々の問題と、それから言わば世間といいますか、そういう地域社会の偏見とかという問題もござりますし。それから、この生活保護行政を扱う、まさに先ほど小田原市のかつてのお話もありましたけれども、行政のこの取扱いといいますか、そういった問題があるかと思えます。

先ほど部長が答弁しましたように、郡上市の場合はいろいろ御相談を受ける、その内訳はいろいろ申し上げましたけれども、私たちは先端の職員が親切に温かく対応してくれているというふうに思います。よく巷間言われるように、できるだけ保護対象を少なくするために、冷たく追い返すとか、あるいは水際作戦というようなことを言われておりますけれども、そういう形はあってはならないというふうに思います。

私は、今の憲法の下でこうした生活保護行政がこういう苦しいときにも特に行われておりますけれども、こうしたときこそ生活保護というのが本当の意味で社会のセーフティーネットとして機能するように運用をしていくべきものというふうに考えております。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) ありがとうございます。今、市長のお話聞きまして、全くそのとおりで、そういう原則に従ってこの生活保護行政は行われなければならないというところで、一つだけちょっと私注文を申し上げたいと思います。

実は、先ほど小田原市のこのパンフを持ち出しましたが、これを私見たときに、郡上市はどのようなかなと思って郡上市のホームページ見てみました。あちこち探したんですけど、私の探し方が悪

かったんかもしれませんが、これ1枚だったんです。これは、生活保護と書いてありまして、ここに大きく、例の扶助の項目、8項目の扶助がずっとこの表になっているだけなんです。こんなはずはないと思って、私窓口へ行きましたら、実はこれを頂きました。これは、生活保護についてというA4版が裏表で合計5ページになります。そして、私読み比べてみたんです、両方。一度、ぜひともそうやって比べてみていただきたいと思います。

先ほど市長は水際作戦という言葉が使われましたけども、申請を受けたら審査はしなきゃならない。申請を受ける前に申請されなければ審査は必要ありません。だから、申請をされる前にとどめてしまおうという意思ではないんでしょうけども、そう結果的にになってしまうのがいわゆる水際作戦というやつなんです。

これを読んでみますと、恐らく大変残念ですけども、生活保護を受けてみようという意思にはならんと思うんです、残念ながら。これ、詳しく説明する時間がもうありませんけども、一通りルールがずっと書いてあるんですが、そのルールについては小田原市も全く一緒なんです。けども、その説明の仕方の問題なんです、これは。

ちょっと例を挙げますと、能力の活用、適当な職場があるのに働こうとしない者については生活保護を受けることはできません。何て冷たい表現かなと、ごめんなさいね、心情的な質問で本当に申し訳ないんですが。こういう表現がずらっと出てくるんです、最後まで。うその申請などで生活保護を受けたときはどうなるか。処罰の内容が書いてあります。私、こんなの要らんと思うんです。だから、これを読んだ段階でもういいわというふうになるのが、私は水際作戦だと思うんです。

ですから、先ほど申し上げたように、権利というのは保障ですから、国民の権利だということは国民に保障するという事なんです。もう経済的に当然受けるべき状態の方が受けられないというのは保障されていないんです。何らかの障がいがあつてとどまってしまわれるんです。これは保障ではないということは権利ではない。私は、ここまで広げて考えなければ、これからはずっと日本の生活保護は変わらぬと思います。ちょうど選挙権が、もういろんな手を使って棄権のないようにという権利を保障します、私たちは。同様に、そういう状況ならばぜひ使ってくださいという訴えかけて、本当に弱いと思われませんか。

残り4分になってしまつて、環境水道部長さんは本当に申し訳ありません。市長さん、申し訳ありません。第2項目、次に回させていただくことにさせていただきますんですが、よろしくお願ひします。私、これで質問を終わろうと思いますが。

そういうことで、一度、郡上市も一生懸命熱心に心を込めて業務をやっておつていただくことは理解しますが、この表現として、じゃあすがつてみようと思われられるように、ぜひとも変えられるところは変えていただきたいということをお願いして、ちょっと申し訳ありませんが、今日はこれで終らせていただきます。いろいろとありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

別室で視聴の議員におかれましては、本会議場へ入場いただくようお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 1時38分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      山 川 直 保

郡上市議会議員      本 田 教 治

郡上市議会議員      長 岡 文 男

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員